平成３０年（フ）第２５号
広島県三原市皆実５丁目５番15―301号
債務者　阿南　典博
1　決定年月日時　平成30年４月27日午前11時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成３０年（フ）第２９号
広島県三原市木原４丁目１番５―104号、旧住所広島市佐伯区五日市４丁目３番16―302号第二石原ビル
債務者　西永喜久盛
1　決定年月日時　平成30年４月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成３０年（フ）第５４号
愛媛県松山市和泉南５丁目５番９号　和泉団地44号
債務者　櫛部　佑樹
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
松山地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第７２号
愛媛県松山市高砂町３丁目206番地　ＧＲＡＣＥ高砂103号
債務者　若宮明日香
1　決定年月日時　平成30年４月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
松山地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第２２号
愛媛県今治市末広町４丁目４番地６、前住所愛媛県今治市南高下町２丁目２番64号、前々住所愛媛県今治市横田町１丁目２番27号
債務者　村瀬　　彰
1　決定年月日時　平成30年４月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
松山地方裁判所今治支部

平成３０年（フ）第２３号
愛媛県今治市高部甲512番地３、前住所愛媛県今治市高地町２丁目甲2048番地５
債務者　矢野　誠二
1　決定年月日時　平成30年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
松山地方裁判所今治支部

平成３０年（フ）第２４号
愛媛県今治市高部甲512番地３、前住所愛媛県今治市高地町２丁目甲2048番地５
債務者　矢野　節子
1　決定年月日時　平成30年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
松山地方裁判所今治支部

平成３０年（フ）第２５号
愛媛県今治市本町５丁目２番45号、前住所大阪府枚方市香里園東之町14番７―105号
債務者　大西　幸夫
1　決定年月日時　平成30年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
松山地方裁判所今治支部

平成３０年（フ）第２６号
愛媛県今治市本町５丁目２番45号、前住所大阪府枚方市香里園東之町14番７―105号
債務者　大西　清美
1　決定年月日時　平成30年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
松山地方裁判所今治支部

平成３０年（フ）第８号
福岡県大川市大字一木625番地（一木団地３―502号）
債務者　多賀真由美
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成３０年（フ）第９号
福岡県みやま市瀬高町文廣1553番地３　平アパート８号室
債務者　小宮　重人
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成３０年（フ）第７７号
佐賀市久保田町大字新田794番地
債務者　尾崎　厚子
1　決定年月日時　平成30年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第７８号
佐賀市久保田町大字新田794番地
債務者　尾崎　　葵
1　決定年月日時　平成30年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第３号
長崎県対馬市厳原町田渕832番地
債務者　小田　喜子
1　決定年月日時　平成30年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成３０年（フ）第９４号
熊本市北区室園町19番２―２号、前住所福岡県大牟田市大字橘６番地　サンフラワー104号
債務者　出口　富茂
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係